

通達甲（交．執．現）第 39 号

平成 2 年 1 2 月 2 0 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長  
総 務 部 長

損壊物等及び転落積載物等に対する措置要綱の制定について

〔沿革〕 平成 6 年 12 月 通達甲（副監．総．会．査 2）第 25 号

12 年 3 月 同（副監．総．企．管）第 7 号

13 年 3 月 同（副監．総．文．文）第 5 号、6 月同（副監．総．企．組）  
第 20 号、12 月同（副監．刑．総．指）第 30 号

16 年 11 月 同（副監．交．総．法）第 16 号

17 年 5 月 同（交．総．法）第 7 号、9 月同（副監．総．企．組）第 21 号

20 年 5 月 同（交．総．法）第 8 号

22 年 12 月 同（副監．総．文．管）第 12 号

28 年 2 月 同（副監．警．訟．訟 1）第 1 号改正

このたび、別添のとおり、損壊物等及び転落積載物等に対する措置要綱を制定し、平成 3 年 1 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 第 1 制定の趣旨

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の一部が改正され、損壊物等及び転落積載物等の移動等に関する規定が整備されたことに伴い、損壊物等及び転落積載物等に対する措置の適正を期するため、新たに要綱を制定するものである。

### 第 2 要点

- 1 損壊物等及び転落積載物等の措置要領を定めた。
- 2 保管した損壊物等及び転落積載物等の売却等の実施要領を定めた。
- 3 損壊物等及び転落積載物等の移動等に要した費用の徴収、督促及び滞納処分の実施要領を定めた。

### 第 3 運用上の留意事項

- 1 「損壊物等」の取扱いについては、交通事故の当事者が意識不明等で自らレッカー車等を要請することができない場合又は当事者が現場から逃亡しているなど特別な場

合に、この要綱により必要な措置をとるものとし、その他の場合は、従来どおり、当事者にレッカー車等を要請させて措置するものとする。

- 2 「転落積載物等」の取扱いについては、当事者が自ら措置をとることが困難な場合又は当事者が現場から立ち去っているような場合等に、この要綱による必要な措置をとるものとし、道路管理者において措置できる場合は、従来どおり、道路管理者に要請して措置するものとする。
- 3 レッカー車等の要請は、損壊物等及び転落積載物等が道路上にあるため、交通の危険を生じさせ、又は交通渋滞の原因となるおそれがあり、かつ、現場の警察官が応急措置をとれない場合に限り行うものとする。

別添

損壊物等及び転落積載物等に対する措置要綱

目次

- 第1章 総則（第1—第5）
- 第2章 損壊物等に対する措置等
  - 第1節 現場警察官の措置（第6・第7）
  - 第2節 保管措置（第8）
  - 第3節 告知及び公示（第9—第12）
  - 第4節 返還手続（第13）
  - 第5節 売却（第14—第16）
  - 第6節 廃棄（第17）
  - 第7節 東京都への所有権帰属（第18・第19）
  - 第8節 登録等の嘱託（第20—第32）
- 第3章 転落積載物等に対する措置等
  - 第1節 警察署長の措置（第33）
  - 第2節 現場警察官の措置（第34—第36の3）
- 第4章 費用の徴収（第37・第38）
- 第5章 督促及び滞納処分
  - 第1節 督促（第39・第40）
  - 第2節 滞納処分（第41—第47）
  - 第3節 滞納処分の執行要領（第48—第55）
  - 第4節 差押財産の換価処分（第56・第57）
- 第6章 削除
- 第7章 審査請求等の手続（第59—第61）
- 第8章 支払料金（第62）
- 第9章 報告（第63—第65）
- 第10章 高速自動車国道等への準用（第66）

## 第1章 総則

### 第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第72条の2の規定に基づく損壊物等（交通事故において損壊した物及び当該交通事故に係る車両等の積載物をいう。以下同じ。）の移動その他応急の措置並びに第81条の2及び第83条の規定に基づく転落積載物等（道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物をいう。以下同じ。）の除去その他応急の措置並びにこれらの措置に伴う手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

損壊物等又は転落積載物等の移動、除去その他応急の措置及びこれらの措置に伴う手続等については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 移動等の措置 法第72条の2の規定による損壊物等の移動その他応急の措置並びに第81条の2及び第83条の規定による転落積載物の除去、移転その他応急の措置をいう。
- 2 移動業者 東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則（昭和47年東京都規則第114号の6）及び東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）の規定により、警視総監が損壊物等及び転落積載物等の移動等の業務に関する有償委託契約（以下「委託契約」という。）を締結した業者をいう。
- 3 所有者等 損壊物等の所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者をいう。
- 4 占有者等 転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者をいう。

### 第4 移動措置体制等

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、移動等の措置の適正を図るため、交通担当課長（島部警察署にあつては次長）を取扱責任者とし、管内実態に応じた移動等の措置体制を確立するものとする。
- 2 取扱責任者は、署長の命を受け、移動等の措置について全般的指揮に当たるほか、本部主管課、移動業者との連絡調整を行うものとする。
- 3 取扱責任者が不在の場合は、交通を担当する課長代理若しくは係長又は本署当番責任者（島部警察署にあつては宿直責任者）がその職務を代行するものとする。

### 第5 移動業者との委託契約

交通管制課長は、移動業者との委託契約に係る事務手続を行うものとし、締結された契約書等の写し及び委託業者名簿を署長及び高速道路交通警察隊長に送付するもの

とする。

## 第2章 損壊物等に対する措置等

### 第1節 現場警察官の措置

#### 第6 運転者等に対する指示

警察官は、交通事故が発生した場合において、道路における交通の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、当該交通事故に係る車両の運転者その他の乗務員（以下「運転者等」という。）に対し、損壊物等を道路外の場所に移動させるなど必要な措置をとることを指示するものとする。

#### 第7 損壊物等に対する移動等の措置

- 1 警察官は、運転者等の負傷その他の理由により、直ちに前第6の規定による指示に従うことが困難であると認められる場合は、損壊物等の移動等の措置をとるものとする。
- 2 警察官は、損壊物等の移動等の措置をとるためにレッカー車等を要請する必要がある場合は、取扱責任者に報告し、要請を依頼するものとする。
- 3 警察官は、損壊物等を移動した場合は、その都度別記様式第1の「損壊物等・転落積載物等移動等措置簿」（以下「移動等措置簿」という。）を作成し、当該損壊物等と共に、取扱責任者を經由して署長に差し出すものとする。この場合、移動業者に損壊物等の移動等の措置を行わせたときは、別記様式第2の「移動等措置書」を2部提出させ、その内容を点検して確認欄に所要事項を記入の上、1部を移動業者に交付し、他の1部を当該移動等措置簿に添付すること。

### 第2節 保管措置

#### 第8 損壊物等の保管

- 1 署長は、前第7の3の規定により、警察官から損壊物等の差し出しを受けた場合は、保管するものとする。
- 2 損壊物等のうち、現金及び貴重品については、警視庁証拠物件取扱要綱（平成13年12月17日通達甲（副監. 刑. 総. 指）第30号）の規定に準じて会計責任者に保管させるものとする。
- 3 前2以外の損壊物等については、警察署の施設に保管するものとする。ただし、保管に適した施設が警察署内にないと認められる場合は、当該損壊物等の保管に適した施設へ保管するものとする。

### 第3節 告知及び公示

## 第 9 告知

- 1 署長は、損壊物等を保管した場合は、速やかに当該損壊物等の所有者等に対し、電話、郵便その他の方法により、保管を始めた日時、保管場所、返還手続その他必要な事項を告知するものとする。
- 2 署長は、所有者等の所在が不明のため前 1 の規定による告知ができない場合は、別記様式第 3 の「所有者等調査等実施表」により所有者等の調査等を行うものとする。

## 第 10 公示

署長は、保管した損壊物等の所有者の氏名及び住所を知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる場合は、別記様式第 4、別記様式第 5 又は別記様式第 6 の「損壊物等保管公示書」を作成し、当該損壊物等の保管を始めた日から起算して 5 日を経過した日から 14 日間、警察署の掲示板に掲示するほか、警察署内に別記様式第 7、別記様式第 8 又は別記様式第 9 の「保管損壊物等一覧簿」を備え付け、関係者の閲覧に供するものとする。

## 第 11 公表要請

- 1 署長は、前第 10 の規定による公示をしたときは、別記様式第 10 の「所有者等不明損壊物等公表依頼書」に次の書類を添付して、速やかに交通管制課長（管制計画係経由）に公示に係る損壊物等の公表を要請するものとする。
  - (1) 損壊物等保管公示書（写）
  - (2) 所有者等調査等実施表（写）
- 2 交通管制課長は、前 1 の公表の要請を受けた場合は、所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者が判明するまでの間又は公示の日から起算して 3 か月を経過するまでの間、公示に係る損壊物等をインターネットを利用して公表するものとする。

## 第 12 公表に伴う留意事項

署長は、公表の要請後に所有者等の氏名及び住所が判明した場合は、交通管制課長（管制計画係経由）に連絡するものとする。

## 第 4 節 返還手続

## 第 13 引取人の確認

署長は、保管損壊物等を返還する場合は、その者が当該損壊物等の所有者等であるかどうかを確認するとともに、当該損壊物等を返還した場合は、引取人から別記様式第 14、別記様式第 15 又は別記様式第 16 の「受領書」の提出を受けるものとする。

## 第5節 売却

### 第14 売却

署長は、保管した損壊物等が次の事項のいずれかに該当する場合は、東京都契約事務規則等に規定する手続により、当該損壊物等を売却することができる。

- 1 腐敗し、又は変質するおそれがあるとき。
- 2 所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して1か月を経過してもなお当該損壊物等を返還することができない場合において、当該損壊物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するとき。

### 第15 売却の手続

- 1 売却に係る損壊物等の価額の評価を行う場合において、必要があると認めるときは、当該損壊物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
- 2 売却後に引取人が出頭した場合は、売却処分に付したことを説明するとともに、別記様式第17の「損壊物等・転落積載物等売却処分通知書」を2部作成し、1部を引取人に交付し、他の1部を当該移動等措置簿に添付するものとする。

### 第16 売却費用

売却に要した費用については、売却代金から充当するものとする。

## 第6節 廃棄

### 第17 廃棄

- 1 署長は、前記第14に規定する売却処分に付しても買受人がなく、かつ、価額が著しく低い損壊物等については、廃棄することができる。この場合、別記様式第18の「損壊物等・転落積載物等廃棄書」により行うものとする。
- 2 廃棄後に引取人が出頭した場合は、廃棄処分に付したことを説明するとともに、別記様式第19の「損壊物等・転落積載物等廃棄処分通知書」を2部作成し、1部を引取人に交付し、他の1部を当該移動等措置簿に添付するものとする。

## 第7節 東京都への所有権帰属

### 第18 東京都への所有権帰属

署長は、所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して3か月を経過してもなお損壊物等（損壊物等を売却した場合は、その代金）を返還することができない場合は、受入決定原議を作成し、所有権帰属の手続をとるものとする。

### 第19 売却等対象外損壊物等

保管した損壊物等が車両である場合において、次のいずれかに該当する車両は、

売却、廃棄及び所有権帰属（以下「売却等」という。）の手續を保留し、交通管制課長（管制計画係経由）と協議の上、措置するものとする。

- 1 自動車登録番号標、車両番号標又は標識のないもの
- 2 自動車登録番号標又は車両番号標に表示された番号と車台番号が、自動車登録ファイル上又は原簿上一致しない車両で、本来の自動車登録番号標又は車両番号標が不明であるもの
- 3 差押え等の処分の存在が、登録又は公示方法により公示されているもの

## 第 8 節 登録等の嘱託

### 第 20 登録自動車等の種類

この節でいう登録自動車等の種類は、次のとおりとする。

- 1 登録自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 4 条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）をいう。
- 2 検査対象軽自動車 車両法第 3 条及び第 58 条第 1 項に規定する軽自動車のうち、総排気量 0.125 リットルを超え 0.250 リットル以下の二輪車を除く軽自動車をいう。
- 3 二輪の小型自動車 総排気量 0.250 リットルを超える二輪車をいう。
- 4 検査対象外軽自動車 総排気量 0.125 リットルを超え 0.250 リットル以下の二輪車をいう。
- 5 原動機付自転車 車両法第 2 条第 3 項及び同法施行規則第 1 条第 2 項に規定する第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車をいう。
- 6 小型特殊自動車 車両法第 3 条及び同法施行規則別表第 1 に規定する小型特殊自動車をいう。

### 第 21 登録自動車の売却等に伴う登録の嘱託

- 1 署長は、登録自動車の売却等に伴う登録の嘱託については、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長又は沖縄総合事務局陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に対して行うものとする。
- 2 前 1 の手續は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する自動車検査登録事務所等（以下「登録事務所」という。）を経由して行うものとする。
- 3 署長は、売却等により当該自動車の使用の本拠の位置に変更が生じた場合は、新たな使用の本拠の位置を管轄する登録事務所において手續を行うものとする。

### 第 22 登録嘱託の手續

前第 21 の売却等に伴う登録の嘱託の手續は、次のとおりとする。

- 1 署長は、売却に伴う登録自動車の移転登録手續は、当該車両の買受人に行わせること。
- 2 廃棄に伴う登録自動車の抹消登録手續は、解体業者に行わせること。

第 23 登録嘱託の手続の期間

前第 22 の登録嘱託の手続の期間は、所有者の変更のあった日又は解体業者に解体させた日の翌日から起算して 15 日以内に行わせるものとする。

第 24 売却等に伴う車両売却証明書等の交付

署長は、前記第 22 の規定による手続を行わせる場合は、次によるものとする。

- 1 売却した場合は、別記様式第 20 の「車両売却証明書」及び別記様式第 21 の「車両保管証明書」を作成し、買受人に交付すること。
- 2 廃棄する場合は、別記様式第 22 の「車両廃棄証明書」を作成し、解体業者に交付すること。

第 25 検査対象軽自動車の売却等に伴う手続

- 1 検査対象軽自動車の売却等に伴う手続は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する認可法人軽自動車検査協会支所に対して行うものとする。
- 2 前 1 の手続は、売却した場合は買受人に、廃棄する場合は解体業者にそれぞれ行わせるものとする。

第 26 二輪の小型自動車の売却等に伴う手続

- 1 二輪の小型自動車の売却等に伴う手続は、前記第 21 の規定を準用する。
- 2 前 1 の手続は、売却した場合は買受人に、廃棄する場合は解体業者にそれぞれ行わせるものとする。

第 27 自動車検査証記載事項変更依頼書等の交付

署長は、前第 25 及び第 26 の規定による手続を行わせる場合は、次によるものとする。

- 1 売却した場合は、別記様式第 23 又は別記様式第 24 の「自動車検査証記載事項変更依頼書」及び別記様式第 25 の「車両売却証明書」を作成し、買受人に交付すること。
- 2 廃棄する場合は、別記様式第 26 又は別記様式第 27 の「自動車検査証返納依頼書」及び別記様式第 28 の「車両廃棄証明書」を作成し、解体業者に交付すること。

第 28 検査対象外軽自動車の売却等に伴う手続

検査対象外軽自動車の売却等に伴う手続は、前記第 21 の規定を準用するものとし、その手続は、次によるものとする。

- 1 売却した場合は、別記様式第 29 の「軽自動車届出済証記載事項変更依頼書」及び別記様式第 25 の「車両売却証明書」を作成し、買受人に交付すること。
- 2 廃棄する場合は、別記様式第 30 の「軽自動車届出済証返納依頼書」及び別記様式第 28 の「車両廃棄証明書」を作成し、解体業者に交付すること。



## 第 29 原動機付自転車及び小型特殊自動車の売却等に伴う手続

- 1 署長は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の売却等をした場合は、次によるものとする。
  - (1) 売却した場合は、別記様式第 31 の「軽自動車税の課税対象車両の売却通知書」を作成し、当該車両に標識を交付している区市町村長に送付すること。
  - (2) 廃棄する場合は、別記様式第 32 の「軽自動車税の課税対象車両の廃棄通知書」を作成し、当該車両に標識を交付している区市町村長に送付すること。
- 2 前 1 の(1)の規定により原動機付自転車及び小型特殊自動車を売却した場合は、買受人に対し、別記様式第 25 の「車両売却証明書」を交付するとともに、当該証明書を軽自動車税申告書に添付の上、当該買受人の住所地の区市町村長に対して提出し、新たな標識の交付を受けるように指導するものとする。
- 3 前 1 の規定による措置をとった場合は、当該車両の標識については警察署において処分し、区市町村長には返送しないものとする。

## 第 30 登録名義人及び登録自動車の差押え等の調査

登録名義人の調査及び登録自動車に対する差押え、仮差押え等の処分並びに抵当権の有無の調査は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等に対し、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）第 3 号様式の「登録事項等証明書交付請求書」により行うものとする。

## 第 31 区市町村長への課税対象車両処分通知

- 1 検査対象軽自動車、二輪の小型自動車及び検査対象外軽自動車の売却等に伴う課税対象車両処分通知の手続は、当該車両の従前の使用の本拠の位置を管轄する区市町村長に対し、次により行うものとする。
  - (1) 売却した場合は、軽自動車税の課税物件の売却通知書を作成し送付する。
  - (2) 廃棄する場合は、軽自動車税の課税物件の廃棄通知書を作成し送付する。
- 2 原動機付自転車及び小型特殊自動車について、前記第 29 の 1 に規定する手続をとった場合は、前 1 の通知書の送付は省略するものとする。

## 第 32 事後確認

署長は、車両の売却等に伴う登録等の嘱託を買受人又は廃棄業者に委託した場合は、所定の手続を速やかに行うように指導するとともに、運輸支局長等関係機関に照会し、手続が適正に行われたかどうかを確認して、その結果を移動等措置簿に記載するものとする。

## 第 3 章 転落積載物等に対する措置等

### 第 1 節 警察署長の措置

### 第 33 転落積載物等に対する措置

- 1 署長は、転落積載物等が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがある場合は、占有者等に対し、当該転落積載物等の移動等の措置を命ずるものとする。
- 2 署長は、占有者等が現場から立ち去っている場合等で、当該転落積載物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、前1の規定による措置をとることを命ずることができない場合は、自ら移動等の措置をとるものとする。
- 3 署長は、前2に規定する措置をとった場合において、転落積載物等を除去したときは、当該転落積載物等を保管しなければならない。

### 第 2 節 現場警察官の措置

### 第 34 転落積載物等に対する応急措置

警察官は、転落積載物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認める場合は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必要な限度において、当該転落積載物等を道路外の場所に除去するなど必要な措置をとるものとする。

### 第 35 転落積載物等に対する移動等の措置

- 1 警察官は、前第 34 の規定により転落積載物等を除去した場合は、当該転落積載物等を署長に差し出すものとする。
- 2 転落積載物等の移動等の措置については、前記第 7 の 2 及び 3 の規定を準用するものとする。

### 第 36 準用規定

前記第 8 から第 10 まで及び第 13 から第 18 までの規定は、前記第 33 から第 35 までの規定による転落積載物等の措置について準用する。この場合において、「損壊物等」とあるのは「転落積載物等」と、「所有者等」とあるのは「占有者等」と、第 8 の 1 の規定中「第 7 の 3」とあるのは「第 35 の 1」と、第 10 の規定中「保管を始めた日から起算して 5 日を経過した日から 14 日間」とあるのは「保管を始めた日から起算して 14 日間」と、「別記様式第 4、別記様式第 5 又は別記様式第 6 の「損壊物等保管公示書」とあるのは「別記様式第 33 の「転落積載物等保管公示書」と、「別記様式第 7、別記様式第 8 又は別記様式第 9 の「保管損壊物等一覧簿」とあるのは「別記様式第 34 の「保管転落物等一覧簿」と、第 13 の規定中「別記様式第 14、別記様式第 15 又は別記様式第 16 の「受領書」とあるのは「別記様式第 36 の「受領書」と、第 14 の 1 の規定中「腐敗し、又は変質するおそれがあるとき」とあるのは「滅失し、又は破損するおそれがあるとき」と、同第 14 の 2 の規定中「公示の日から起算して 1 か月を経過しても」とあるのは「公示の日から起算して 3 か月を経過しても」と、第 18 の規定中「3 か月」とあるのは「6 か月」と読み替えるもの

とする。

#### 第 36 の 2 転落積載物等の官報登載手続の要請

- 1 署長は、公示に係る転落積載物等のうち、特に貴重と認められるもので、保管を始めた日から起算して 14 日間の公示の期間が満了しても、占有者、所有者その他転落積載物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができない場合は、別記様式第 35 の 2 の「所有者等不明転落積載物等官報登載手続依頼書」に次の書類を添付して、速やかに交通管制課長（管制計画係経由）に官報登載手続を要請するものとする。
  - (1) 転落積載物等保管公示書（写）
  - (2) 所有者等調査等実施表（写）
  - (3) 別記様式第 35 の「転落積載物等保管公示」
- 2 交通管制課長は、前 1 の要請を受けた場合は、速やかに官報登載手続をとるものとする。この場合、当該署長に対し、官報登載料金等必要事項を連絡するとともに、官報が発行された場合は、当該官報を送付すること。

#### 第 36 の 3 官報登載手続に伴う留意事項

署長は、官報登載手続の要請後に占有者、所有者その他転落積載物等について権原を有する者の氏名及び住所が判明した場合は、交通管制課長（管制計画係経由）に連絡するものとする。この場合、既に官報登載手続が完了している場合は、所有者等から官報登載料金を徴収すること。

### 第 4 章 費用の徴収

#### 第 37 費用の徴収

署長は、損壊物等又は転落積載物等の移動等の措置をとった場合は、損壊物等又は転落積載物等の引取人から移動等の措置、保管及び官報登載等に要した費用（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。ただし、移動等の措置等が中止又は未着手の場合は、負担金を徴収しないものとする。

#### 第 38 納付下命

- 1 署長は、引取人に対し、東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則第 88 号）第 7 号様式甲の「納入通知書」により、負担金の納付を命ずるものとする。
- 2 署長は、移動等の措置をとった損壊物等又は転落積載物等が、盗難等やむを得ない理由によるものであると認められる場合等において、負担金を徴収することが適当でないとき、その費用を徴収しないことができる。
- 3 負担金の納付期限は、納入通知書を発した日の翌日から起算して 10 日目の日を指定するものとする。

### 第 5 章 督促及び滞納処分

## 第1節 督促

### 第39 督促

- 1 署長は、納付期限までに負担金を完納しない者（以下「滞納者」という。）に対しては、当該納付期限経過後20日以内に別記様式第37の「督促状」により督促するものとする。
- 2 督促状の納入期限は、その発送の日から10日目の日を指定するものとする。
- 3 滞納者が所在不明のため督促状が返送されてきた場合においては、更に所在調査を行うものとし、なお所在等が判明しないときは、別記様式第38の「公示送達書」を警察署の掲示板に7日間掲示し、督促に代えるものとする。

### 第40 負担金の催促等

- 1 署長は、納入通知書の納付期限又は督促状の納入期限が経過した滞納者に対しては、電話、はがき等により納入を促すものとする。
- 2 滞納者については、別記様式第39の「滞納者追跡調査カード」を作成し、追跡調査状況を明らかにしておくものとする。

## 第2節 滞納処分

### 第41 滞納処分

署長は、督促状を発した日から10日が経過し、又は公示送達書により警察署の掲示板に掲示した日から17日を経過した場合は、滞納者の財産を差し押さえることができる。

### 第42 交通部長への上申

署長は、滞納処分を必要と認める事案がある場合は、別記様式第40の「損壊物等・転落積載物等移動等措置料金徴収依頼書」に次の書類の写しを添付の上、速やかに交通部長（交通管制課管制計画係経由。以下同じ。）に滞納処分の執行を上申するものとする。

- 1 移動等措置簿
- 2 滞納者追跡調査カード
- 3 その他（受領書、戸籍謄本、住民票等）

### 第43 滞納処分の執行者

滞納処分の執行は、東京都知事の指定する滞納処分吏員が行うものとする。

### 第44 差押財産の調査

滞納処分吏員は、滞納処分の執行に当たっては、あらかじめ滞納者の勤務先又は取引金融機関から当該滞納者の財産の有無等必要事項について調査するものとする。

#### 第 45 滞納処分の除外者

滞納処分吏員は、前記第 41 に規定する滞納処分の要件を満たしている場合であっても、前第 44 の財産の調査の結果、次のいずれかに該当する場合は、滞納処分を行わないものとする。

- 1 滞納処分を執行できる財産がないとき。
- 2 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫するおそれがあるとき。
- 3 滞納者の所在及び滞納処分を執行できる財産が共に不明であるとき。

#### 第 46 差押えの予告

滞納処分吏員は、滞納処分の執行に当たっては、あらかじめ滞納者に対して別記様式第 41 の「差押予告通知書」を送付するものとする。

#### 第 47 滞納処分の報告

滞納処分吏員は、滞納処分の執行に当たっては、差押処分の執行及び当該差押処分の執行結果を別記様式第 42 の「差押処分実施報告書」により、交通管制課長（管制計画係経由）に報告するものとする。

### 第 3 節 滞納処分の執行要領

#### 第 48 執行の方式

滞納処分吏員は、滞納処分の執行に当たっては、滞納処分吏員証及び滞納票を立会人に提示した後、実施するものとする。

#### 第 49 差押対象財産

差押えの対象財産は、原則として、預金、給料、電話加入権等換価の必要のないもの又は換価の容易なものとする。

#### 第 50 財産の搜索

- 1 滞納処分吏員は、財産の差押えをする場合において、必要があるときは、搜索をすることができる。
- 2 滞納処分吏員は、前 1 に規定する搜索を行う場合は、次のいずれかに該当する者を立ち会わせるものとする。
  - (1) 当該滞納者若しくはその同居の親族、使用人又はその他の従業員で相当と認められる者
  - (2) 前(1)の者が不在であるとき、又は立会いに応じないときは、近隣者等（成人者 2 名）又は市区町村の職員
- 3 滞納処分吏員は、搜索をした場合において、差し押さえるべきものがないときは、別記様式第 43 の「搜索調書」を作成し、その謄本を滞納者若しくは滞納者の財産を占有する第三者（以下「滞納者等」という。）又はこれら以外の立会人があるときは、当該立会人に交付するものとする。

#### 第 51 現金、動産等の差押え

- 1 動産又は有価証券の差押えは、滞納処分吏員が、その財産を占有して行うものとする。
- 2 滞納処分吏員は、現金を差し押さえた場合は、滞納者から滞納金を徴収したものとみなすものとする。
- 3 滞納処分吏員は、財産を差し押さえた場合は、別記様式第 44 の「差押調書」を作成し、その謄本を立会人に交付するものとする。

#### 第 52 債権の差押え

- 1 滞納処分吏員は、債権を差し押さえた場合は、第三債務者に対して別記様式第 45 の「債権差押通知書」を交付し、その支払いを禁ずるとともに、滞納者に対しては、差押調書の謄本を交付するものとする。
- 2 前 1 により滞納処分吏員が、差し押さえた債権を取り立てた場合は、第三債務者に対して領収証を交付するものとする。
- 3 滞納者等には、債権を取り立てた日から 3 日以内に別記様式第 46 の「配当計算書」を交付するものとする。

#### 第 53 給料等の差押え

- 1 前第 52 の債権のうち、給料、賃金、歳費、退職年金等（以下「給料等」という。）の差押えについては、他に処分すべき差押財産がなく、やむを得ない場合に行うものとする。
- 2 滞納処分吏員は、給料等を差し押さえようとする場合は、あらかじめ別記様式第 47 の「差押金額計算書」により、給料等の月額を調査し、法定の差押禁止額を控除して行うものとする。

#### 第 54 第三者占有物件の差押え

滞納者の財産を占有する第三者が当該財産の引渡しを拒んだ場合は、あらかじめ別記様式第 48 の「引渡命令書」により引渡命令を発し、当該引渡命令を発した日の翌日から起算して、7 日経過後に差し押さえるものとする。

#### 第 55 差押え後に納入した場合の措置

- 1 滞納処分吏員は、財産（現金を除く。）を差し押さえた後に滞納者等から滞納金納入の申出があった場合は、滞納金の納入を確認した上、差押解除の手続をとるものとする。
- 2 前 1 の差押えの解除を行う場合は、滞納者等に別記様式第 49 の「差押解除通知書」を送付するものとする。

### 第 4 節 差押財産の換価処分

## 第 56 換価処分

差押財産（以下「公売財産」という。）を換価処分する場合は、東京都契約事務規則等の規定に基づき公売するものとする。

## 第 57 売却決定通知書の交付等

滞納処分吏員は、公売に係る財産の売却が決定し、買受人が買受代金を納入した場合は、当該財産と共に売却決定通知書を買受人に交付し、買受人に権利移転の手続を行わせるものとする。この場合、権利移転に要した費用は、買受人の負担とするものとする。

## 第 6 章 削除

## 第 58 削除

## 第 7 章 審査請求等の手続

## 第 59 審査庁

署長が行った負担金の納付下命、督促及び滞納処分に対する審査請求については、東京都知事が「審査庁」となり、署長は「処分庁」として、その当事者となる。

## 第 60 審査請求等の教示義務

審査請求等の教示は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく取消訴訟に関する教示を書面によって行うものとする。

## 第 61 審査請求を受け付ける際の留意事項

審査請求は、次の事項に留意し、取り扱うものとする。

- 1 審査請求書は、正副 2 通提出しなければならないことを教示し、必ず警視庁文書管理規程（平成 13 年 3 月 21 日訓令甲第 6 号）第 8 条第 2 項の規定により受付印を押し、文書管理総合システムに所要事項を登録し、その收受を明らかにしておくとともに、正本を直ちに審査庁（交通管制課経由）に送付すること。
- 2 口頭による審査請求があったときは、審査請求は、書面を提出してしなければならないことを教示すること。
- 3 審査請求書が郵便等で提出された場合は、送付に要した日数は、審査請求の期間に算入しないこと。
- 4 審査請求書を受け付けた場合、審査庁から審査請求書が提出された旨の連絡を受け付けた場合、期間経過後の申請を受け付けた場合又は審査請求事案に発展するおそれがあると認められる事案を取り扱った場合は、当該事案の内容を把握し、迅速かつ的確に対応するとともに、交通部長に電話により速報すること。

## 第 8 章 支払料金

### 第 62 費用の支払い

- 1 交通管制課長は、移動業者から移動等の措置に係る別記様式第 50 の「請求書」、別記様式第 51 の「移動等措置料金書」及び別記様式第 52 の「移動等措置料金明細書」が提出された場合は、記載事項を審査の上、30 日以内に当該請求金額を支払うものとする。
- 2 支払い料金の金額その他必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第 9 章 報告

### 第 63 月間報告

署長は、毎月の損壊物等及び転落積載物等の移動等の措置結果を翌月の 5 日までに、次の区分により交通部長に報告するものとする。

- 1 損壊物等及び転落積載物等移動等措置状況については、別記様式第 53 の「損壊物等・転落積載物等移動等措置状況報告」に当月分の移動等措置書（写）を添付の上、行うこと。
- 2 移動等保管料金未納事案については、別記様式第 54 の「移動等料金未納者追跡調査報告」により行うこと。

### 第 64 特異事項の報告

署長は、損壊物等及び転落積載物等の移動等の措置に伴い、公務執行妨害事案の発生等特異事案があった場合は、速やかに交通部長に報告するものとする。

### 第 65 内規等の報告

署長は、この要綱に基づき内規等を定めた場合は、交通部長に報告するものとする。これを改正した場合も同様とする。

## 第 10 章 高速自動車国道等への準用

### 第 66 要綱の準用

高速道路交通警察隊長は、高速自動車国道等における損壊物等及び転落積載物等の移動等の措置については、この要綱を準用して処理するものとする。

損壊物等・転落積載物等移動等措置簿 （別記様式第 1）

移動等措置書 （別記様式第 2）

所有者等調査等実施表 （別記様式第 3）

損壊物等（車両）保管公示書 （別記様式第 4）

損壊物等（車両の積載物）保管公示書 （別記様式第 5）

損壊物等（その他の損壊物等）保管公示書 （別記様式第 6）



保管損壊物等一覧簿（車両）（別記様式第7）  
保管損壊物等一覧簿（車両の積載物）（別記様式第8）  
保管損壊物等一覧簿（その他の損壊物等）（別記様式第9）  
所有者等不明損壊物等公表依頼書（別記様式第10）  
受領書（車両）（別記様式第14）  
受領書（車両の積載物）（別記様式第15）  
受領書（その他の損壊物等）（別記様式第16）  
損壊物等・転落積載物等売却処分通知書（別記様式第17）  
損壊物等・転落積載物等廃棄書（別記様式第18）  
損壊物等・転落積載物等廃棄処分通知書（別記様式第19）  
車両売却証明書（別記様式第20）  
車両保管証明書（別記様式第21）  
車両廃棄証明書（別記様式第22）  
自動車検査証記載事項変更依頼書（軽自動車）（別記様式第23）  
自動車検査証記載事項変更依頼書（別記様式第24）  
車両売却証明書（別記様式第25）  
自動車検査証返納依頼書（軽自動車）（別記様式第26）  
自動車検査証返納依頼書（別記様式第27）  
車両廃棄証明書（別記様式第28）  
軽自動車届出済証記載事項変更依頼書（別記様式第29）  
軽自動車届出済証返納依頼書（別記様式第30）  
軽自動車税の課税対象車両の売却通知書（別記様式第31）  
軽自動車税の課税対象車両の廃棄通知書（別記様式第32）  
転落積載物等保管公示書（別記様式第33）  
保管転落積載物等一覧簿（別記様式第34）  
転落積載物等保管公示（別記様式第35）  
所有者等不明転落積載物等官報登載手続依頼書（別記様式第35の2）  
受領書（別記様式第36）  
督促状（別記様式第37）  
公示送達書（別記様式第38）  
滞納者追跡調査カード（別記様式第39）  
損壊物等・転落積載物等移動等措置料金徴収依頼書（別記様式第40）  
差押予告通知書（別記様式第41）  
差押処分実施報告書（別記様式第42）  
搜索調書（別記様式第43）  
差押調書（別記様式第44）  
債権差押通知書（別記様式第45）  
配当計算書（別記様式第46）  
差押金額計算書（給料等）（別記様式第47）  
引渡命令書（別記様式第48）

差押解除通知書 (別記様式第 49)

請求書 (別記様式第 50)

移動等措置料金書 (別記様式第 51)

移動等措置料金明細書 (別記様式第 52)

月分損壊物等・転落積載物等移動等措置状況報告 (別記様式第 53)

月中移動等料金未納者追跡調査報告 (別記様式第 54)

(表)

別記様式第1 (第7、第11、第15、第17、第32、第42関係)

署長	副署長・次長	課長	課長代理	係長

第 号  
年 月 日

損壊物等・転落積載物等移動等措置簿 (報告書)

取扱者 職氏名	認知者	係		
	移動等措置者	係		印
	返還措置者	係		印
車名 (名称又は種類)		型式 (種)	塗色 (色)	番号欄に表示さ れている番号
作業着手日時	年 月 日 午 前後 時 分			
場 所	区 市 町 丁目 番 号			
作業状況	<input type="checkbox"/> 警備車両を使用した		<input type="checkbox"/> 乗用車を使用した	
	<input type="checkbox"/> 出動したが作業 に着手しない	<input type="checkbox"/> 作業に着手したが 移動しない	<input type="checkbox"/> 移動 した	<input type="checkbox"/> 保管場所 ( )
立会人	<input type="checkbox"/> 有 (氏名 ) <input type="checkbox"/> 無			
損壊物等 ・転落積 載物等	<input type="checkbox"/> 所有者	本籍		
	<input type="checkbox"/> 占有者	住所		
引取人 (引取人0席)	<input type="checkbox"/> その他	氏名		
	引取人勤務先 住所、名称	No. ( ) 年 月 日生		
費用の 徴 収	納入通知書交付	料金	円 月 日 (No. 号)	
	納入期限等	期限	月 日 まで	納入 月 日
督 促	年 月 日 (督促状第 号)		納入 月 日	
催 促	年 月 日 磁 懸 はがき (扱者 ) (連絡先 )			
催 促	年 月 日 磁 懸 はがき (扱者 ) (連絡先 )			
滞納処分	年 月 日 午 時 分 (処分吏員 )			
公 示	署 掲 示 日	年 月 日		
	公 表 日	年 月 日		
	官報掲載日	年 月 日	金額	円 (受理者 )
売却日	年 月 日 売却代金			円
廃棄日	年 月 日			
結了 報告	署 長	次 長	上記のとおり結了 年 月 日 したので報告する。 取扱責任者	
			職 氏名 印	

別記様式第2（第7関係）

<p style="font-size: 1.2em;">移 動 等 措 置 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長殿</p> <p style="text-align: right;">会社名 取扱者</p> <p>次の 損 壊 物 等 を移動等（出動）しました。 転落積載物等</p>			
移 動 作 業 区 分	1 作業に着手しない	2 作業に着手したが移動等しない	3 移動等した
出 動 時 間	午後 時 分～午後 時 分		
作 業 着 手 時 間	午後 時 分	作 業 終 了 時 間	午後 時 分
出 動 場 所	区 市 町 丁目 番 号		
移 動 先			
移 動 等 した 損 壊 物 等 ・ 転 落 積 載 物 等	車 名 (名称又は種類)		型 式 (形 状)
	塗 色 (積 量)		番号標に表示 されている番号
備 考			

  

損 壊 物 等 ・ 転 落 積 載 物 等 毀 損 状 況	摘 要
	— .....キズ ○ .....凸及凹 × .....破 損

  

確 認 欄	係 職 氏 名 印
-------	-----------

- 備考 1 この措置書は、損壊物等・転落積載物等移動等（出動）の都度立会警察官に提出してください。
- 2 確認欄は、警察官が記入します。

## 所有者等調査等実施表

	調査日	調査事項	調査要領等	調査結果
1		ナンバー	照会センター又は区（市）役所 税務課等に照会し、所有者等を 確認	住所 氏名
2		盗難届	移動保管日	有 無
				有 無
3		遺失届	移動保管日	有 無
				有 無
4		住民登録等	住民票の有無 外国人登録の有無 転出先	住所
5		運輸支局等	債権関係を調査	抵当権等 有 無
6		税務 事務所	納税者の特定	納税 有 無
7		販売会社	販売先調査	所在地 会社名
8		積載物	名刺、領収書等から調査	有 無
9		転売先 譲渡先	名義変更の有無	有 無

別記様式第4

損壊物等（車両）保管公示書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の2第3項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

警視庁  
警視

警察署長  
印

記

1 保管した損壊物等（車両）

車名  
塗色

型式  
番号標に表示されている番号

2 交通事故が発生したと認められる場所

丁目 番 号 先路上

3 交通事故が発生したと認められる年月日時（移動した年月日時）

年 月 日 午 時 分

4 保管を始めた日時

年 月 日 午 時 分

5 保管の場所

丁目 番 号  
警視庁 警察署

6 その他保管した損壊物等を返還するため必要と認められる事項

別記様式第5

損壊物等（車両の積載物）保管公示書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の2第3項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

警視庁 警察署長  
警視 印

記

1 保管した損壊物等

名称又は種類 形状 数量

2 損壊物等が積載されていた車両

車名 型式  
塗色 番号標に表示されている番号

3 交通事故が発生したと認められる場所

丁目 番 先路上

4 交通事故が発生したと認められる年月日時（移動した年月日時）

年 月 日 午 時 分

5 保管を始めた日時

年 月 日 午 時 分

6 保管の場所

丁目 番 号  
警視庁 警察署

7 その他保管した損壊物等（車両の積載物）を返還するため必要と認められる事項

別記様式第6

損壊物等（その他の損壊物等）保管公示書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の2第3項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

警視庁 警察署長  
警視 印

記

- 1 保管した損壊物等  
名称又は種類 形状 数量
- 2 交通事故が発生したと認められる場所  
丁目 番 先路上
- 3 交通事故が発生したと認められる年月日時（移動した年月日時）  
年 月 日 午 時 分
- 4 保管を始めた日時  
年 月 日 午 時 分
- 5 保管の場所  
警視庁 丁目 番 号  
警察署
- 6 その他保管した損壊物等（その他の損壊物等）を返還するため必要と認められる事項



別記様式第7（第10関係）

保 管 損 壊 物 等 一 覧（車両）									
整 理 番 号	保管した損壊物等				交通事故が 発生したと 認められる 場所	交通事故が 発生したと 認められる 年月日時	保管を始め た年月日時	保管の場所	備 考
	車名	型式	塗色	番号欄に表 示さ番号れ ている番号					

備考 交通事故が発生したと認められる年月日時の欄は、その年月日時が明らかでないときは、「不明」と記載すること。

別記様式第8（第10関係）

保 管 損 壊 物 等 一 覧（車両の損壊物）												
整 理 番 号	保管した損壊物等			損壊物等が積載されて				交通事 故が 発生 した と認 めら れる 場 所	交通事 故が 発生 した と認 めら れる 年 月日 時	保管を 始 めた 年 月 日 時	保管の 場 所	備 考
	名称 又は 種類	形状	数量	車名	型式	塗色	番号標に表 示されてい る番号					

備考 交通事故が発生したと認められる年月日時の欄は、その年月日時が明らかでないときは、「不明」と記載すること。

別記様式第9（第10関係）

保管損壊物等一覧（その他損壊物等）								
整理 番号	保管した損壊物等			交通事故が 発生したと 認められる 場所	交通事故が 発生したと 認められる 年月日時	保管を始め た年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

備考 交通事故が発生したと認められる年月日時の欄は、その年月日時が明らかでないときは、「不明」と記載すること。

別記様式第10（第11関係）

通知（        ）第    号

年    月    日

交通管制課長殿（交管．管計）

警察署長

所有者等不明損壊物等公表依頼書

損壊物等を移動保管したところ、当該損壊物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないため公示しましたので、道路交通法第72条の2に基づき、公表を依頼します。

記

- 1 当該損壊物等の名称等  
別添「損壊物等保管公示書」のとおり
- 2 所有者等の調査状況  
別添「所有者等調査等実施表」のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 損壊物等保管公示書（写）
  - (2) 所有者等調査等実施表（写）

別記様式第14（第13関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">警察署長殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">返還を受けた者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 100px;">印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記のとおり損壊物等（現金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 損壊物 等（車 両）	整 理 番 号	
	車 名	
	型 式	
	塗 色	
	番号欄に表示さ れている番号	
（返還を受けた金額）		

別記様式第15（第13関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="margin: 5px 0 0 150px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">警察署長殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">返還を受けた者</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">住 所</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 10px;">印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記のとおり損壊物等（現金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 損壊物 等（車 両の積 載物）	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
（返還を受けた金額）		

別記様式第16（第13関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">警察署長殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">返還を受けた者</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">住 所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 40px;">印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記のとおり損壊物等（現金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 損壊物 等（そ の他の 損壊物 等）	整理番号	
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
（返還を受けた金額）		

別記様式第17

第 号  
年 月 日

住所

殿

警視庁

警察署長 印

損壊物等・転落積載物等売却処分通知書

年 月 日、貴殿の損壊物等・転落積載物等を次のとおり売却  
処分にしたから通知します。

記

1 処分の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の2第3項（第81条の2第3  
項及び第83条第3項）の規定により、損壊物等・転落積載物等の所有者等（  
占有者等）の氏名及び住所を知ることができず、保管に不相当な費用若しく  
は手数を要するため。

2 損壊物等・転落積載物等

車名（名称又は種類）

型式（形状）

塗色（数量）

番号順に表示されている番号

3 保管開始の日時

年 月 日 午 時 分

4 公示の年月日

年 月 日

5 上記損壊物等・転落積載物等が在った場所



別記様式第18（第17関係）

年 月 日

警 察 署 長  
警 視 殿

係  
階級氏名 印

損壊物等・転落積載物等廃棄書

道路交通法第72条の2第3項（道路交通法第81の2第3項及び同法第83条第3項）の規定により、保管損壊物等（転落積載物等）について、下記の理由により廃棄することとしたい。

記

整理番号	第 号	措置年月日	年 月 日
車名（名称又は種類）		型式（形状・特徴）	数量
廃棄した理由	売却に付しても、買受人がなく、かつ、価格が著しく低く売却できなかったため。		
廃棄した年月日	年 月 日	廃棄場所	
廃棄の具体的方法			
廃棄執行者の職氏名			
廃棄に立ち会った者の職氏名			
備考	（会計課（係）指示を受けた月日、指示者名記入）		

備考 整理番号は、保管損壊物等一覧簿又は転落積載物等一覧簿に記載してある整理番号を記入すること

別記様式第19

第 号  
年 月 日

住所

殿

警視庁

警察署長 印

損壊物等・転落積載物等廃棄処分通知書

年 月 日、貴殿の損壊物等・転落積載物等を次のとおり廃棄  
処分にしましたから通知します。

記

1 処分の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の2第3項（第81条の2第3  
項及び第83条第3項）の規定により、損壊物等・転落積載物等の所有者等（  
占有者等）の氏名及び住所を知ることができず、保管に不相当な費用若しく  
は手数を要するため、売却処分に付したが、買受人がなかったため。

2 損壊物等・転落積載物等

車名（名称又は種量）

型式（形状）

塗色（数量）

番号順に表示されている番号

3 保管開始の年月日時

年 月 日 午 時 分

4 公示の年月日

年 月 日

5 上記損壊物等・転落積載物等が在った場所

第 号

車 両 売 却 証 明 書

道路交通法第72条の2第3項の規定に基づき、下記の車両を売却したことを証明する。

年 月 日

警視庁 警察署長 印

車 両 の 種 別	登 録 自 動 車			
車 両 を 特 定 す べ き 事 項	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	型 式
所 有 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
使 用 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
買 受 人 又 は 解 体 業 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
備 考				

別記様式第21

第 号

車 両 保 管 証 明 書

道路交通法第72条の2第3項の規定に基づき、下記の車両を6か月保管したことを証明する。

年 月 日

警視庁 警察署長 印

車 両 の 種 別	登 録 自 動 車			
車 両 を 特 定 す べ き 事 項	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	形 式
所 有 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
使 用 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
買 受 人 又 は 解 体 業 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
備 考				

第 号

車 両 廃 棄 証 明 書

道路交通法第72条の2第3項の規定に基づき、下記の車両を廃棄したことを証明する。

年 月 日

警視庁 警察署長 印

車 両 の 種 別	登 録 自 動 車			
車 両 を 特 定 す べ き 事 項	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	型 式
所 有 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
使 用 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
買 受 人 又 は 解 体 業 者 の 氏 名 ( 名 称 ) 及 び 住 所				
備 考				

別記様式第23

第 号  
年 月 日

認可法人  
軽自動車検査協会 殿

警視庁 警察署長 印

自動車検査証記載事項変更依頼書

道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を売却したので  
自動車検査証記載事項変更を依頼します。

軽自動車	車両番号	車台番号	車名	型式
自動車検査証を 添付できないと きは、その理由				
備 考				

別記様式第24（第27関係）

第 号 年 月 日				
運輸局 運輸支局長殿				
警視庁 警察署長 印				
自動車検査証記載事項変更依頼書				
道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を売却したので 自動車検査証記載事項の変更を依頼します。				
二 輪 の 小 型 自 動 車	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	型 式
自動車検査証を  添付できないと  きは、その理由				
備 考				

別記様式第25（第27、第28、第29関係）

第 号				
車 両 売 却 証 明 書				
<p>道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を売却したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警視庁 警察署長 印</p>				
車 両 の 種 別  (数字を○で囲む)	(1) 検査対象軽自動車  (2) 検査対象外軽自動車  (3) 二輪の小型自動車  (4) 原動機付自転車			
車 両 を 特 定 す べ き 事 項	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	形 式
所有者の氏名 (名称)及び住所				
使用者の氏名 (名称)及び住所				
買受人又は解体 業者の氏名 (名称)及び住所				
備 考				



別記様式第26

第 号  
年 月 日

認可法人  
軽自動車検査協会 殿

警視庁 警察署長 印

自動車検査証返納依頼書

道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を廃棄したので  
自動車検査証返納を依頼します。

軽自動車	車両番号	車台番号	車名	型式
自動車検査証を 添付できないと きは、その理由				
備 考				

別記様式第27（第27関係）

第 号  
年 月 日

運輸局 運輸支局長殿

警視庁 警察署長 印

自動車検査証返納依頼書

道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を廃棄したので自動車検査証の返納を依頼します。

二輪の 小型自動車	車両番号	車台番号	車名	型式
自動車検査証を 添付できないと きは、その理由				
備 考				

第 号				
<p>車 両 廃 棄 証 明 書</p> <p>道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を廃棄したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警視庁 警察署長 印</p>				
車 両 の 種 別  （数字を○で  囲む。）	(1) 検査対象軽自動車  (2) 検査対象外軽自動車  (3) 二輪の小型自動車  (4) 原動機付自転車			
車両を特定すべき事項	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	型 式
所有者の氏名 (名称)及び住所				
使用者の氏名 (名称)及び住所				
買受人又は解体業者の氏名 (名称)及び住所				
備 考				

別記様式第29（第28関係）

第 号 年 月 日				
運輸局 運輸支局長殿				
警視庁 警察署長 印				
軽自動車届出済証記載事項変更依頼書				
道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を売却したの で軽自動車届出済証記載事項の変更を依頼します。				
検査対象外 軽自動車	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	型 式
軽自動車届出済  証を添付できな  いときは、その  理由				
備 考				

別記様式第30（第28関係）

第 号 年 月 日				
運輸局 運輸支局長殿				
警視庁 警察署長 印				
軽自動車届出済証返納依頼書				
道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を廃棄したの で軽自動車届出済証の返納を依頼します。				
検査対象外 軽自動車	車 両 番 号	車 台 番 号	車 名	型 式
軽自動車届出済  証を添付できな  いときは、その  理由				
備 考				

別記様式第31（第29、第31関係）

第 号 年 月 日	
長殿	
警視庁 警察署長 印	
軽自動車税の課税対象車両の売却通知書	
道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を売却したので通知します。	
車両番号又は 標識番号	売却等の 年月日
種 別	年 月 日
用 途	原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 0.050リットル以下 <input type="checkbox"/> 0.090リットル以下 <input type="checkbox"/> 0.125リットル以下 <input type="checkbox"/> ミニカー 小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕用 <input type="checkbox"/> その他 軽自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動二輪 <input type="checkbox"/> 軽自動三輪 <input type="checkbox"/> 軽自動四輪 <input type="checkbox"/> その他 二輪の小型自動車 <input type="checkbox"/> 二輪の小型自動車
車 名	<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 自家用 車 台 番 号                      総排気量又は定格出力  リットル                      Kw
定 置 場	住所 氏名
備 考	<input type="checkbox"/> 標識等は、返還します。 <input type="checkbox"/> 標識等は、本署にて処分しました。

別記様式第32（第29、第31関係）

長殿  警視庁 警察署長 印		第 号 年 月 日	
軽自動車税の課税対象車両の廃棄通知書  道路交通法第72条の2第3項の規定により、下記の車両を廃棄したので通知します。			
車両番号又は 標識番号		売却等の 年月日	年 月 日
種 別	原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 0.050リットル以下 <input type="checkbox"/> 0.090リットル以下 <input type="checkbox"/> 0.125リットル以下 <input type="checkbox"/> ミニカー 小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕用 <input type="checkbox"/> その他 軽自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動二輪 <input type="checkbox"/> 軽自動三輪 <input type="checkbox"/> 軽自動四輪 <input type="checkbox"/> その他 二輪の小型自動車 <input type="checkbox"/> 二輪の小型自動車		
用 途	<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 自家用		
車 名	車 台 番 号	総排気量又は定格出力  リットル              Kw	
定 置 場			
台帳上の 所有者	住 所 氏 名		
備 考	<input type="checkbox"/> 標識等は、返還します。 <input type="checkbox"/> 標識等は、本署にて処分しました。		

別記様式第33

転落積載物等保管公示書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第81条の2第3項及び第83条第3項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

警視庁  
警視

警察署長  
印

記

- 1 保管した転落積載物等  
名称又は種類 形状 数量
- 2 在った場所  
丁目 番 先路上
- 3 除去年月日時  
年 月 日 午 時 分
- 4 保管開始年月日時  
年 月 日 午 時 分
- 5 保管場所  
警視庁 丁目 番 号  
警察署
- 6 その他保管した転落積載物等を返還するため必要と認められる事項







別記様式第35の2（第36の2関係）

通知（ ）第 号

年 月 日

交通管制課長殿（交管．管計）

警察署長

所有者等不明転落積載物等官報登載手続依頼書

転落積載物等を移動保管したところ、当該転落積載物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、当警察署の掲示板に保管を始めた日から起算して14日間公示しましたので、道路交通法第81条の2及び第83条に基づき、官報登載手続を依頼します。

記

- 1 当該転落積載物等の名称等  
別添「転落積載物等保管公示書」のとおり
- 2 占有者等の調査状況  
別添「所有者等調査等実施表」のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 転落積載物等保管公示書（写）
  - (2) 所有者等調査等実施表（写）
  - (3) 転落積載物等保管公示

別記様式第36（第36関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">警察署長殿</p> <p style="margin: 10px 0;">返還を受けた者</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">住 所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 40px;">印</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり転落積載物等（現金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 転落積 載物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
（返還を受けた金額）		

別記様式第37 (第39関係) (表)

督 促 状	
年度	損壊物等・転落積載物等措置料金
納入通知書番号	第 号
納入者氏名	
滞納金額	円
納付期限	年 月 日
<p style="text-align: center;">指定納入期限 年 月 日</p> <p>1 上記のとおり損壊物等・転落積載物等措置費用が滞納となっておりますから警察署へ納めてください。</p> <p>2 指定納入期限までに上記滞納金を完納しないときは、地方税の滞納処分の例により、財産差押えを受けることになります。</p> <p>(注) この督促状を受ける前に納入済みの方は、行き違いでありますから、御了承願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>	

備考 「納入期限」欄には、納入通知書に指定した納付期限を記載する。

別記様式第38（第39関係）

公 示 送 達 書	
年 月 日	
下記の書類は、当警察署交通課に保管してありますから、来署の上受領してください。	
警視庁 警察署長 印	
送達を受けるべき者の住所及び氏名	
送達する書類の名称	
備 考	

公示要領

- 1 「公示送達書」は、公示年月日及び送達を受けるべき者ごとに一葉とすること。
- 2 年月日は、公示した日を記載すること。



別記様式第40

通知（ ）第 号  
年 月 日

交通管制課長殿（交管、管計）

警察署長

損壊物等・転落積載物等移動等措置料金徴収依頼書

みだしの移動等措置料金について任意徴収に努めたが、納入の意思が認められないので、東京都警視庁担当滞納処分吏員に処分方依頼したい。

なお、関係書類の写しは、別添のとおりである。





## 別記様式第42（第47関係）

## 差押処分実施報告書

項 目	内 容
実施年月日	年 月 日 ( )
実施場所	
被処分者の 住所、氏名	住所 氏名
差押財産	
実施要領	
実施者	
実施結果	
備 考	

別記様式第43（第50関係）

捜 索 調 書								
年 月 日								
東京都警視庁担当 滞納処分吏員 印								
滞納処分のため、下記のとおり検索したから、地方税法により準用される国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を交付します。								
滞納者	住（居）所							
	氏 名							
滞納金額	科 目	年 度	納入期限	金 額				
				拾	万	千	百	拾
搜索した								
場所又は物								
搜索した日時	年	月	日	午	時	分	から	
				午	時	分	まで	
備考								
上記の搜索に立ち会い、搜索調書謄本を受領しました。 年 月 日（ ） 印								
搜索調書謄本（搜索を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日（ ） 印								

別記様式第44（第51、第52関係）（表）

差 押 調 書									
年 月 日 東京都警視庁出番 滞納処分吏員 印									
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。									
滞納者	住（居）所								
	氏 名								
滞納金額	科 目	年 度	納 入 期 限	金 額					
				拾	万	千	百	拾	円
差押財産									
滞納処分のため検索した場所又は物									
検索した日時	年 月 日		午 時	分から					
			午 時	分まで					
上記の検索に立ち会い、差押調書原本を受領しました。									
年 月 日（ ） 印									
差押調書原本（検索を受けた第三者又は滞納者あて）を受領しました。									
年 月 日（ ） 印									
上記差押調書原本記載の差押財産の保管を命じます。									
年 月 日									
住 所									
氏 名 殿 印									

別記様式第45（第52関係）（表）

債権差押通知書									
年 月 日 殿 東京都警視庁担当 滞納処分吏員 印									
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえますから、 年 月 日までに本職に支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払いは無効です。 地方税法により準用される国税徴収法第62条第1項の規定により通知いたします。									
債権者 (滞納者)	住(居)所 氏名								
債務者	住(居)所 氏名								
差押財産 の表示									
滞納金額	科 目	年 度	納 入 期 限	金 額					
				拾	万	千	百	拾	円
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。									
年 月 日 ( ) 印									
債権差押通知書謄本（第三債務者あて）を受領しました。									
年 月 日 ( ) 印									

別記様式第46（第52関係）

（表）

配 当 計 算 書				
年 月 日				
殿  東京都警視庁担当  滞納処分吏員 <span style="float: right;">印</span>				
下記受入欄に記載の換価代金等については、下記の交付日及び場所において支払欄又は残余金欄に記載のとおり配当し、又は交付することとなりましたので、地方税法により準用する国税徴収法第131条第1項の規定により、この計算書を作成します。				
滞 納 者	住 所	氏名又は名称		
受 入	差押（換価）財産等の名称、数量、性質及び所在			金 額
支 払	債権者の住所及び氏名又は名称			
	確 認 債 権 額	配 当 順 位	配 当 金 額	備 考
			円	
残 余 金	円	換 価 代 金 等 の 交 換	期 日 場 所	年 月 日 午 時 分

注 国税徴収法第133条第2項の規定による配当計算書に関する異議の申出は、換価代金の交付時まですることができますが、なるべく早期に書面により申し出てください。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、地方税法第19条の4に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。また、換価代金等の交付期日までに、配当計算書に関する異議の申出をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、②及び③については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。
  - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都知事を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この場合においても、処分に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第47（第53関係）

差 押 金 額 計 算 書（給料等）		金 額	
① 給料等の月額			
② 地方税法 第68条 第6項に 定める差 押禁止額	1号	給料等から差し引いている 源泉所得税額	
	2号	給料等から差し引いている 地方税	
	3号	給料等から差し引いている 社会保険料等	
	4号	別表に揚げる滞納者を含む 家族に対する金額	
	5号	{① - (1号 + 2号 + 3号 + 4号の金額)} × 20/100ただし、(4号の金額 × 2)の金額 を限度とする。	
	合計	1号 + 2号 + 3号 + 4号 + 5号の金額	
③差押可能金額	① - (②欄の合計金額)		
差押可能金額のうち、本職に支払うべき金額			

別表（上記②の4号欄の金額）

家 族 数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
金 額								

（注）家族が8人以上の場合は、1人増すごとに 円を加算する。

備考1 同封の給料等の差押えについて、あなたが支払うべき金額は、上記のとおり計算して下さい。

2 ①欄の合計金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げて下さい。





(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都知事を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この場合においても、処分に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第49（第55関係）

差 押 解 除 通 知 書	
	第 号 年 月 日
住所 氏名	殿
	東京都警視庁担当 滞納処分吏員 印
物件の表示	
<hr/>	
損 壊 物 等 転落積載物等	措置料金 円、完納につき、
年 月 日	差押えた上記財産は、 年 月 日
これを解除しましたから、通知します。	

別記様式第50 (第62関係)

請 求 書

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、  
作業料

年

月中の損壊物等・転落積載物等移動等（出勤）

内

訳

次のとおり上記金額を請求いたします。

移動措置料

円

(別紙移動等措置料金明細書のとおり)

消費税

円

(移動等措置料金の100分の3)

年 月 日

警 視 総 監 殿

住 所

会社名

社印

代表者

代表

者印

上記請求金額を領収しました。

年 月 日

警視庁・東京消防庁担当  
東京都副出納長 殿

住 所

会社名

社印

代表者

代表

者印

別記様式第51(第62関係)

警 視 総 監 殿

移 動 等 措 置 料 金 書

月分の損壊物等・転落積載物等移動等措置料金は、次のとおりです。

会社名( )

料 金 対象物	移 動 料 金	特 別 作 業 料 金	夜 間 割 増 料 金	中 止 料 金	計
大 型 車					
中 型 車					
普 通 車					
車両の積載物					
その他の損壊物					
転落積載物等					
合 計					

確 認 欄	上記の記載事項は、関係記録と照合して間違いのないことを 確認した。 年 月 日 交通管制課 職 氏名 印
-------	---

備考1 この料金書は、請求書に添付してください。

2 確認欄は、交通管制課の取扱責任者が記入、押印します。

別記様式第52(第62関係)

移動等措置料金明細書

月 日から 月 日までの損壊物等・転落積載物等の移動等措置  
料金は、次のとおりです。

番 号	出勤 月日	要 請 署	車 名 (名称又は種別)	型 式 (数量)	移 動 料 金	特別 作業 料金	夜間 割増 料金	中止 料金	計
合 計									

確認欄	上記の記載事実は、関係記録と照合して間違いのないことを 確認した。 年 月 日 交通管制課 職 氏名 印
-----	---

- 備考1 この明細書は、請求書に添付してください。  
 2 確認欄は、交通管制課の取扱責任者が記入、押印します。

交通部長殿 (交. 管. 管計)

警察署長

月分損壊物等・転落積載物等移動等措置状況報告

費用の徴収、支出状況

1 損壊物等

区分 種別	当 月 中 の 取 扱 件 数		費用の徴収件数・金額		費用の支出予定件数・金額				
			件数	金額	移 動		金額	特別 作業料金	合 計
					昼間	夜間			
移動	中 型 車	件	件	円	件	件	円	円	円
	大 型 車	件	件	円	件	件	円	円	円
	普 通 車	件	件	円	件	件	円	円	円
	車両の積載物	件	件	円	件	件	円	円	円
	その他の損壊物	件	件	円	件	件	円	円	円
	計	件	件	円	件	件	円	円	円
要綱第49条による費用を徴収しないもの。		中型車	大型車	普通車	車両の積載物	その他の損壊物	計		
		件	件	件	件	件	件	円	

※ この報告内容は、道路交通法第72条の2による、交通事故の場合の損壊物等の移動の件数及び金額を計上すること。

2 転落積載物等

区分 種別	当 月 中 の 取 扱 件 数		費用の徴収件数・金額		費用の支出予定件数・金額				
			件数	金額	移 動		金額	特別 作業料金	合 計
					昼間	夜間			
除去	転落積載物等	件	件	円	件	件	円	円	円
要綱第49条による費用を徴収しないもの。							件	円	

※ この報告内容は、道路交通法第81条の2及び第83条により、転落積載物等を除去したときの件数、金額を計上すること。

注1 「費用の徴収件数・金額」の欄は、過年度分、前月分等であっても、その月に徴収したものを計上すること。

2 「費用の支出予定件数・金額」の欄は、その月に支出すべき金額を計上すること。  
この場合、業者の料金書を確認すること。

報告 ( ) 第 号  
年 月 日

交通部長殿 (交. 管. 管計)

警察署長

月中移動等料金未納者追跡調査報告

年度	未納件数		当月中		当月		当月		徴収額
	前月	末	当月中	件数	件数	金額	件数	金額	
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
計									

- 備考 1 年度とは、会計年度（4月から翌年3月まで）をいう。  
 2 未納とは、納入通知書を交付し、納入期限を経過しても納入しないものをいう。  
 3 徴収欄計上分については、納入者氏名等を裏面に記載する。（当年度分を除く。）

担当者氏名、電話
(警電) 印